

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市食品衛生対策要項」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施に関して必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に対する意識の向上

ア 広報・啓発活動

保健所等の関係機関・団体と連携し、市の広報やホームページ等の広報媒体を活用して、市民および大会参加者等に食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

イ 食品衛生講習会

保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に協力する。なお、実行委員会においても、必要に応じて、同様の講習会を実施することができる。

(2) 食品衛生管理の強化

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、大会関係者および一般観覧者に食品を提供する次に挙げる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 弁当調製施設

イ 宿泊施設

ウ 土産食品等の食品製造・販売施設

エ 競技会場等の飲食営業施設および食品販売店（臨時的施設を含む。）

オ 弁当引換所

(3) 健康管理

保健所等の関係機関・団体等と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生またはその疑いに関する情報を入手した時は、速やかに保健所に通報する。

イ 実行委員会および保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康

被害の発生またはその疑いに関する情報があったときは、関係者において事前に情報共有を図る。

ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時など緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要領を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要領は、令和6年2月22日から施行する。